

2019年7月30日

## 由利本荘市の地方創生への取組み(地域活性化)支援について

株式会社秋田銀行(頭取 新谷明弘)は、由利本荘市と独立行政法人住宅金融支援機構が締結した協定(【フラット35】地域活性化型および「由利本荘市定住促進奨励金事業」に係る相互協力に関する協定)に対する側面支援を下記のとおり実施いたします。

秋田県外から由利本荘市への移住・定住を目的として住宅を取得する際に、【フラット35】をお申込みいただいたお客さまに対し、融資手数料を引き下げいたします。

当行は、今後も地方創生、地域活性化に向けた取組みを推進してまいります。

### 記

#### 1 実施内容

- (1) 対象商品 【フラット35】地域活性化型
- (2) 支援内容 ご融資時にいただく手数料を下記のとおり半額(税込み)に優遇
  - 手数料定率タイプ 通常2.16% ⇒ 1.08%
  - 手数料定額タイプ 通常54,000円 ⇒ 27,000円
  - ミックスプランで住宅ローン「フルサポート」の割合が50%以上の場合  
通常27,000円 ⇒ 13,500円

#### 2 取扱開始日

2019年8月1日(木)

(以上)